令和4年8月診療分より 子ども医療費助成制度の対象年齢が 18歳まで拡大します。

若狭町では子育て環境の更なる充実に向け、令和4年8月診療分から、子ども医療費の助成対象を高校3年生相当の年齢まで拡大します。

Q. 対象となるのは?

若狭町に住民票があり、健康保険に加入している方で

0歳~満18歳に到達後の最初の3月末日までの方。

- ※働いている方も対象になります。
- ※結婚されている方は対象になりません。



Q. 手続きはどうするの?

現在、高校1~3年生の年齢の方(平成16年4月2日~平成19年4月1日生まれの方)は、子ども医療費助成受給者証の申請手続きが必要です。



対象となる方には、5月上旬に申請書を送付します。

(6月13日(月)までに福祉課まで申請書をご提出ください。)

- ※審査の結果、対象となる方へは7月末に受給者証をご自宅に郵送します。
- ※重度障害者(児)医療、ひとり親家庭等医療の受給者で、現在高校 1~3年生の年齢の方は申請手続きが不要です。(次回の更新時に新しい受給者証を発行します。)

Q. 現在子ども受給者証を持っている方はどうなるの?

現在、子ども医療費助成をお持ちの方(中学3年生まで)は申請手続きが不要です。

7月末に新しい受給者証を送付します。(旧証は破棄ください)

お問い合わせ 若狭町役場上中庁舎 福祉課 TEL 0770-62-2703